



国民年金

問合せ 市民健康課国民年金係 TEL72-1111 内線145

国民年金保険料の免除申請

経済的な理由等で国民年金の保険料を納めることができない場合は、申請手続きにより保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。

保険料免除申請が承認されると、承認期間は保険料納付義務が法的に免除されます。

保険料免除には、一定の要件に該当すると納付義務が免除される法定免除と本人からの申告により納付義務が免除される申請免除の2種類があります。

法定免除は、次に掲げる事項に該当する場合に、届け出によりその期間は保険料が免除されます。

○障害基礎年金の受給者、被用者年金各法の障害年金受給者及びその他政令で定める障害給付の受給者

○生活保護法による生活扶助を受けている者

○国立及び県立以外のハンセン病療養所、国立脊髄療養所、国立保養所及び厚生労働大臣が指定する施設に入所している者

申請免除は、保険料の全額が免除される全額免除と保険料の一部が免除される一部免除があります。全額免除・一部免除のいずれに該当するかは、本人、配偶者及び世帯主の前年所得（平成19年4月分～6月分の申請については、前々年の所得）で決まります。免除となる所得の目安は次のとおりです。

■全額免除

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること。

$$(扶養親族等の数 + 1) \times 35\text{万円} + 22\text{万円}$$

■一部免除

一部免除は本人、配偶者及び世帯主の所得状況で3段階に分かれます。それぞれの所得状況による区分と納付額、年金額の計算は次のとあります。

・4分の3免除（保険料3,530円・年金額1/2）

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること。

$$78\text{万円} + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等$$

・半額免除（保険料7,050円・年金額2/3）

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること。

$$118\text{万円} + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等$$

・4分の1免除（保険料10,580円・年金額5/6）

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること。

$$158\text{万円} + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等$$

※一部免除に該当しても、減額された保険料を納付しない場合は、未納となります。また、保険料の免除は「納付義務があるにもかかわらず保険料を納めない保険料未納」とは全く違います。経済的な理由で保険料の納付が困難な場合は、未納のまま放置せずに市役所またはお近くの社会保険事務所に相談してください。

	保険料免除の場合	保険料未納の場合
毎月の保険料の支払いは？	保険料の納付義務の全部または一部が法的に免除される。	毎月の保険料（14,100円）と未納保険料の納付義務を負う。
将来の年金額は？	全額免除期間は、将来受取る年金額が保険料を納めた場合に比べて、1/3の年金額が受給できる。	将来、受取る年金額に全く反映されない。
事故・病気・死亡等の不慮の事態のときに？	障害年金・遺族年金の受給要件の期間に含まれる。	障害年金・遺族年金の受給要件の期間に含まれない。
年金額を増やすために保険料を払いたいが？	過去10年間に遡って保険料を納めることができる。	過去2年間しか保険料を納めることができない。

免除された期間の保険料と年金は？

保険料の全額免除や一部納付免除の承認を受けた期間は保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。

そこで、これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること（追納）ができます。

追納する場合は、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年目以降に保険料を追納すると、当時の保険料額に経過期間に応じた加算金が上乗せされます。

また、追納する月は任意に選択できません。原則、古い月分の保険料から納付することになっています。

健康カレンダー 6月10日～7月9日

問合せ 健康センター TEL72-7176

日曜	行事	時間	会場
6月			
11月	育児相談	受付9:00～11:30	健康センター
12月	乳児健診(6～7ヶ月児)	受付13:05～13:30	〃
13水	1歳6～7ヶ月児健診	受付13:05～13:30	〃
18月	母子健康手帳交付(第2子以降)	受付9:00～11:30	〃
21木	子育てサロン	10:00～11:40	〃
22金	健康クッキング教室	9:30～13:30	〃
25月	初妊婦講座	受付9:20～11:30終了	〃
7月			
2月	母子健康手帳交付(第2子以降)	受付9:00～11:30	〃
4水	成人歯科ブランシング相談	受付9:00～11:00	〃
9月	育児相談	受付9:00～11:30	〃

■市ホームページの子どもカレンダーをご存知ですか

健康カレンダー内容、子ども体験活動などを紹介。
トップページへ暮らしの情報→その他・子どもカレンダー



人のうごき

平成19年5月1日現在



男性 11,625人(-13)



女性 13,534人(-14)



合計 25,159人(-27)



世帯 11,202世帯(+45)

()内は前月との比較

おくやみ

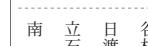
ご冥福をお祈りいたします。



氏名



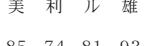
年齢



住所

うぶごえ

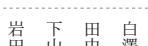
健やかな成長をお祈りいたします。



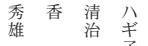
氏名



性別



誕生日



住所

消費生活メモ

消費生活相談室 TEL72-1111 内線329

樂をして、もうかるの？

銀行の預金などは、百万円預けても一年後の利息は数百円という超低金利時代が続いている時代に、百万円預けようと3ヶ月ごとに9万円（ひと月に3万円）の配当金がもらえるとどうしたら、こんな新しいもうけ話はありません。これがずっと続くのなら、無理してでも百万円をかぎ集めて預けたい気持ちになります。

協賛金を二〇預けたが、3か月目に配当があつただけでその後に配当がない。業者に解約・返金を求めたが、対応が先延ばしになつている」といふ相談があるようです。また、大学生などをターゲットに「日々上場する」「絶対にもうかる」という、未公開株を購入させ、学生口座や消費者金融から借金する会問題になつてきているという国

民生活センターからの情報もあります。

そこで、相談員として考えてしまします。本当にいつまでも、高額な配当がもらえるのだろうか？ その会社は、どんな事業で多額の利益を得ているのだろうか？ 本当に

もうかるのであれば、見づ知らぬか？ どう…など…。どちらのほうでもうけ話を教える

も楽をしてもうけるような話をすれば、落とし穴が考えられます。突然のもうけ話には、くだけても気を付けましょう。

4月16日～5月15日届出分